

令和7・8年度

**測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査
電子申請（追加申請）の手引き
【共通版】**

- ※ この手引きのほか、「資格審査受付システム 操作マニュアル」をよく御確認のうえ、申請（システムの操作）を行ってください。
- ※ 江田島市の入札参加資格の審査に関する告示・ホームページの情報等を確認してください。
- ※ 電子申請が可能な時間帯は、9：00～17：00です。他の時間帯は申請できませんので注意してください。

江田島市

目 次

第1 電子申請の手順等	ヘーペン
1 電子申請の概要	2
2 電子申請の期間	2
3 電子入札等システム利用上の留意点	2
4 申請要件	2
5 申請項目、書類等の概要	3
6 添付ファイル	3
7 別途提出が必要な書類について	4
8 江田島市の独自書類について	7
9 入札参加資格の認定・通知・取消し等	8
10 個人情報の保護	8
第2 各項目の入力要領	
1 入力項目の概要	9
2 注意事項	9
3 『基本情報入力』画面	10
4 『希望業務入力』画面	14
5 『経営状況等入力』画面	15
6 『営業所情報入力』画面	22
7 『書類添付』画面	23
8 『送信内容確認』画面	24
9 『送信完了 兼 受付票』画面	25
第3 その他（「送信完了」後に入力項目等に誤りがあった場合）	
1 再申請	25

第1 電子申請の手順等

1 電子申請の概要

- 令和7・8年度の測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格の申請においては、広島県及び県内市・町が運用する『資格審査受付システム』を利用し、インターネットを経由した申請（電子申請）を行ってください。
- この『資格審査受付システム』は、広島県と江田島市及び県内市・町の共同利用システムのため、申請項目は統一され、一回の入力で複数の自治体に一括して申請することができます。
- これにより、申請者が発注者ごとに申請を行うための移動や待ち時間などの負担を軽減できます。
- 別途、江田島市に書面によって提出する資料等がありますので、御注意ください。
- 資格申請の提出書類である消費税及び地方消費税の納税証明書について、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用した電子納税証明書を添付することができますので、可能な限り電子データの添付によることとしてください。（「6 添付ファイル」のとおりです。）

1 このシステムを利用して申請できるのは、広島県、江田島市及び県内市町（広島市を除く。）です。御注意ください。

2 資格審査受付システム利用準備手続及びシステムの操作方法等について不明な点は電子入札等システム・ヘルプデスクにお問い合わせください。

電話 0570-550215（直通）

※ 申請内容で不明な点は、江田島市総務部財政課にお問い合わせください。
(電話 0823-43-1629)

2 電子申請の期間

令和7年4月1日（火）から令和8年9月15日（火）まで

※ 受付期間は、県内業者（登記簿上の本店を県内に有する者）、県外業者（登記簿上の本店を県外に有する者）共通です。

※ 電子申請が可能な時間帯は、9：00～17：00です。他の時間には申請できませんので注意してください。

※ この間に申請に必要な情報を入力し、「送信完了」までの処理を行う必要があります。

※ この申請期間を過ぎると受け付けることはできませんので、期間中に必ず申請してください。

3 電子入札等システム利用上の留意点

電子申請を行うためには、電子入札と同じ電子入札コアシステムに対応したICカードを使用し利用する場合と、ICカードを使用せず「商号又は名称」と「利用者登録番号」により利用することができます。

利用者規約等をよく確認していただくとともに、利用者登録番号を持っていない場合は、事前準備（利用者登録等）を行う必要があります。

4 申請要件

次の各号に該当する者は、この申請をすることはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 「測量」分野を希望業務とする者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- ウ 「建築関係建設コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門を希望業務とする者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者
- エ 「その他」分野のうち「不動産鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者

- オ 直近2年間において、資格審査を申請する希望業務分野（測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及びその他）について、業務を行った実績（年間平均実績高の記載）のない者
- カ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに申請先自治体の県税、市・町税の滞納がある者
- キ 資格審査の申請において重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者
- ク 次のaからcまでに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く。）
- a 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - b 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - c 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ケ 申請しようとする希望業務の部門について、申請日時点において、既に令和7・8年度の入札参加資格の認定を受けている者
- コ 申請しようとする希望業務の部門について、令和7・8年度に入札参加資格の取消しを受けた者又は取下げを行った者

建設業者等指名除外要綱等により、江田島市の指名除外等の期間中である方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定を受けた場合も指名除外等の効力は継続します。

また、会社更生法による更正手続又は民事再生法による再生手続の手続中の方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定をしたときに営業不振による指名除外を行う場合があります

5 申請項目、書類等の概要

申請項目等	概要				
(1) 入力項目 …システムから入力する項目です。	① 基本情報入力	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の商号・名称（代表者氏名・所在地など） ・連絡先等の情報（電話・FAXなど） ・その他事項（ISO、CPDなど） 			
	② 希望業務入力	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等の登録情報、希望業務の情報 			
	③ 経営状況入力	<ul style="list-style-type: none"> ・直前2年間の実績高等の情報 ・貸借対照表・損益計算書等決算情報、営業年数 ・有資格者数（技術職員情報） 			
	④ 営業所情報	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県内で契約締結権限を有する全営業所の情報 ・（県内に本店以外の営業所がない場合） 広島県外で契約締結権限を有する最寄りの営業所の情報 			
(2) 添付ファイル …予め作成及び取得し、(1)の入力後に書類添付画面で添付する電子データです。	「6 添付ファイル」のとおりです。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">① 有資格技術職員名簿</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">② 希望業務実績調書</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">③ 消費税及び地方消費税の電子納税証明書 (紙の納税証明書を添付される場合には不要です。)</td></tr> </table>	① 有資格技術職員名簿	② 希望業務実績調書	③ 消費税及び地方消費税の電子納税証明書 (紙の納税証明書を添付される場合には不要です。)
① 有資格技術職員名簿					
② 希望業務実績調書					
③ 消費税及び地方消費税の電子納税証明書 (紙の納税証明書を添付される場合には不要です。)					
(3) 提出書類 …申請後、広島県又は江田島市に提出する書類です。	「7 別途提出が必要な書類について」及び「8 江田島市の独自書類について」のとおりです。				

※ 申請先自治体によっては、入力していただいた項目の一部について、その資格認定及び入札参加資格情報として使用しないことがありますので、御了承ください。

6 添付ファイル

以下に定める書類については、電子申請を行う前に正しく入力して準備しておいてください。

なお、添付時には、必ず電子データを添付してください。（紙に印刷し電子化したものを持参しないでください。）

(1) 有資格技術職員名簿

別途定める様式に入力し、ファイル名を「meibo」と付けて、書類添付画面で添付してください。

(エクセルファイルではなく、CSVファイルを添付することとしています。)

(2) 希望業務実績調書

別途定める様式に入力し、ファイル名を「chousho」と付けて、書類添付画面で添付してください。

(3) 消費税及び地方消費税の電子納税証明書

事前に国税庁のe-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して納税証明書の交付請求を行い、電子納税証明書（電子データ）を取得後、ファイル名を「nouzei」と付けて、『書類添付』画面で添付してください。

（紙の納税証明書を提出する場合は不要ですが、可能な限り電子データの添付によることとしてください。）

7 別途提出が必要な書類について

次に定める書類等については、「資格審査受付システム」（以下「システム」という。）による電子申請を行った際の最後に発行される受付票とともに、郵送又は持参していただく必要があります。

申請後、速やかにご提出ください。ただし、最終提出期限は、令和8年9月15日（火）です。

以下の書類を広島県及び江田島市に提出してください。

広島県への書類の提出先：〒730-8511 広島市中区基町10-52
広島県土木建築局建設産業課

江田島市への書類の提出先：〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地
江田島市総務部財政課

ただし、広島県に対して申請しない場合は、広島県に対しては、送付の必要はありません。

また、江田島市には江田島市独自書類（「9 江田島市の独自書類について」のとおり）と合わせて、提出してください。

番号	提出書類等	申請者		注意事項等
		県内業者	県外業者	
1	送信完了 兼 受付票	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none">電子申請の最後の送信完了画面において印刷できる紙です。提出書類の表紙として一番上に添付してください。広島県内に営業所等がないなどのため、広島県に納税義務のない場合には、「次の自治体の県税又は市町税については、納税義務がありません。」にチェックを入れ、「広島県」を○で囲んでください。
2	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none">申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。納税証明書は、納税地を所轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。（他の税務署では発行されません。）<u>広島国税局では、納税証明書の税務署への請求方法を、原則e-TaxWEB版を使用したオンライン請求としています。</u> オンライン請求の方法については以下の通りです。 ①電子証明書とe-TaxのIDを使用することでPDF形式の電子納税証明書を取得する方法 電子入札に使用する電子証明書を使用することで請求でき、来署することなくデータで取得した電子納税証明書をデータのまま添付または印刷（何枚でも可）して書面にて使用することができます。 電子納税証明書（PDF形式）オンライン請求簡易マニュアル（PC版） ※入札参加資格申請時に電子添付が可能です。

				<p>②電子証明書を使用せずe-TaxのIDを使用して事前に請求することで来署予定日に書面形式の納税証明書を取得する方法 e-TaxのIDと暗証番号（法人または申請される代理人の方）のみを使用することで請求でき、指定した来署予定日に待ち時間を短縮して受け取ることが可能です。</p> <p>納税証明書（書面形式）オンライン請求簡易マニュアル（PC版） 納税証明書（書面形式）オンライン請求簡易マニュアル（スマホ版）</p> <p>※入札参加資格申請時には書面による提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書は、証明手数料として交付請求に400円（e-Taxで交付請求の場合370円）が必要です。 ・納税証明書（電子納税証明書も含む）についての問合せは、最寄りの税務署にしてください。 <p>国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続） http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「8」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。 ・資格審査申請書等を提出する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出。
3	法人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」 個人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「8」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。 ・資格審査申請書等を提出する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出。
4	法人……登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「8」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。
5	健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し（社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く。）	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険及び厚生年金保険 保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届、その他健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できる書類（年金事務所の收受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの） ・雇用保険 概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、測量・建設コンサルタント等業務に従事する職員全員分）、その他雇用保険への加入が確認できる書類（労働局の收受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）
6	申出書【様式第1号】	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合のみ提出。
7	測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書、司法書士登録証明書の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの登録を受けており、システムの『希望業務入力』画面の「27 法令等の登録等の有無と登録等を受けている事業一覧」の欄にそれぞれ入力した場合に必要。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。
8	建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書の副本の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務について、それぞれ国土交通大臣の定めた登録規程による登録業者であり、システムの『希望業務入力』画面の「27 法令等の登録等の有無と登録等を受けている事業一覧」の欄にそれぞれ入力した場合に必要。 ・この現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、希望業務実績調書、「3」の財務諸表等及び「4」の登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写しについては省略可。ただし、希望業務実績調書は、現況報告書に記載以外の分野のものは省略できないため、別途作成。

9	I S O 9 0 0 1 の認証取得を示す登録証及び附属書の写し	△	△	・広島県内の登記簿上の本店、営業所、事業所等が認証を受けており、システムの『申請内容入力』画面の「15 I S O 9 0 0 1 取得有無」の欄で「あり」を選択した場合に必要。
10	C P D内訳書【様式第2号】	△	△	・「11」～「13」の書類のいずれかを提出する場合に必要。
11	測量系C P D協議会の測量C P D制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について測量系C P D協議会が証する書面（協議会様式4（団体用））の写し	△	△	・学習単位を取得した技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。 ・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 ・前年度及び前々年度…令和7年4月に申請する場合、R5.4.1～R7.3.31
12	建築C P D運営会議の建築C P D（継続能力／職能開発）情報提供制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の認定時間数について、建築C P D運営会議が証する書面（建築C P D運営会議様式3-3）の写し	△	△	・学習時間を認定された技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。 ・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 ・前年度及び前々年度…令和7年4月に申請する場合、R5.4.1～R7.3.31
13	建設系C P D協議会加盟団体の継続教育制度（C P D）における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について当該団体が証する書面の写し	△	△	・学習単位を取得した技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。 ・広島県の様式指定はありません。建設系C P D協議会に加盟する団体から、必要事項（氏名、期間、学習単位数）を確認できる証明書の交付を受け、提出してください。 ・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 ・前年度及び前々年度…令和7年4月に申請する場合、R5.4.1～R7.3.31
14	障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書（障害者の雇用割合が法定雇用率2.5%以上であること）の写し 雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し	△		・県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で障害者を雇用していても、対象外。） 注
15	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し	△		・県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出。
16	協力雇用主登録証明書の写し	△		・県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保護観察所（TEL082-221-4651）が発行した証明書を提出。 ・証明書発行の申請方法は、郵送のみです。（窓口での申請不可） 交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・切手貼付）を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。 〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-3 1 広島法務総合庁舎内 広島保護観察所 処遇部門 宛
17	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	△		・県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・証明書の発行については、公益財団法人暴力追放広島県民会議（TEL082-511-0110）にお問い合わせください。

（※ ○印は、提出が必須なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

（注意点）

注 「14」障害者の雇用状況について

雇用義務の有無を確認のうえ、下の要件を満たす場合のみ入力し、必要書類を提出してください。

雇用義務の有無	要件	提出書類（県に提出）
・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率（2.5%）を達成した者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し
・障害者を雇用する義務のない者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常に雇用している者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可） ①本人の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳 ②本人の健康保険証等

※ 提出書類の綴じ方について

綴じ方については、特に指定しません。（ホチキス・ひも等でばらけないように綴じてください。）
ファイルで綴じる必要はありません。

8 江田島市の独自書類について

番号	提出書類等	申請者		注意事項等
		県内業者	県外業者	
1	送信完了 兼 受付票	○	○	・電子申請の最後の送信完了画面において印刷できる紙です。提出書類の表紙として一番上に添付してください。
2	補足事項調書	○	○	・必要事項を入力し、紙で出力し提出してください。
3	江田島市の市税について滞納がないことを江田島市長が証した書面又はその写し	△	△	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・江田島市内に営業所等がないなどのため、江田島市に税金を納める必要のない場合は不要。この場合、「1」の送信完了兼受付票のチェック欄（「次の自治体の県税又は市町税については、納税の必要はありません。」にチェックを入れ、「江田島市」を○で囲んでください。）
4	受付票送付用封筒	△	△	・受付票発送用で、長形3号に切手を貼り、必ず発送先を記入してください。) ・一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書等の受付の証明を希望する者のみ。

（注意）

○独自書類を絶対に広島県に送付しないでください。
○申請書類が広島県に大量に提出される見込みであり、県から江田島市への書類転送はできません。御注意ください。

※ 提出書類の綴じ方について

綴じ方については、特に指定しません。（ホチキス・ひも等でばらけないように綴じてください。）
ファイルで綴じる必要はありません。

江田島市への書類の提出先：〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地
江田島市総務部財政課

※ 独自書類等の到着確認についてのお問い合わせは、ご遠慮いただき、必要に応じて、配達状況の確認できる発送手段により、送付してください。

9 入札参加資格の認定・通知・取消し等

このシステムは申請の受付までを行うものであり、資格の認定及びその通知は行いません。

(1) 入札参加資格の通知

入札参加資格の認定をしたときは、有資格者名簿を江田島市ホームページに掲載することで、通知に代えるものとします。

ただし、江田島市内業者については、申請者に通知します。

(2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び入札参加資格の認定を受けることができません。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、資格の認定を受けることができません。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度中に江田島市が発注する委託業務において再委託を受けることはできません。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、江田島市が発注する業務において再委託を受けることはできません。

(3) 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和9年5月31日まで有効です。ただし、この資格は令和9年度においても、その年度における資格が認定される日までは有効とします。

なお、有効期間内であっても、認定された業務の登録の取消し等により登録がなくなった場合は、当該業務の入札参加資格は失効します。

10 個人情報の保護

提出された個人情報は、入札参加資格の審査の目的に利用し、その他の目的では利用しません。

第2 各項目の入力要領

1 入力項目の概要

電子申請全体の流れ・入力項目の概要については、次の図のとおりです。

※ システムの起動・利用者認証・その他システムの各操作については、別データの「資格審査受付システム 操作マニュアル」を御覧ください。

(事前準備) 添付ファイルの作成

書類添付画面で添付するファイルを準備します。

(ファイル名は、半角英数字で付けてください。)

【添付データ】

- ・有資格技術職員名簿（電子申請の場合、紙は不可） 「meibo」とファイル名をつけてください。
- ・希望業務実績調書 （　　〃　　） 「chousho」とファイル名をつけてください。
- ・電子納税証明書（納税証明書(写しも可)があれば不要） 「houzei」とファイル名をつけてください。

資格審査受付システムの起動

資格審査受付システムを起動します。

利用者認証（ICカードを使用する場合）

ICカードを挿入し、PIN番号を入力します。

又は

利用者認証（ICカードを使用しない場合）

「利用者登録番号」及び「商号又は名称」を入力します。

資格審査システムメニュー

資格審査を行うメニューを選択します。

1) コンサルメニュー

申請区分を選択します。

2) 申請内容入力

業者基本情報、希望業務、経営状況等、営業所情報を入力し、準備しておいた必要書類を添付します。

3) 入力内容確認

入力した内容を確認し、送信します。

4) 送信完了

送信完了を確認し、受付票を発行します。

※ 書面によって提出する書類は、「4) 送信完了」後に、受付票とともに江田島市へ送付又は持参していただくことになります。

2 注意事項

(1) 「提出先自治体一覧」（画面左）について

提出を希望する自治体（申請希望先）にチェックを付けてください。申請希望先の変更は、『入力内容確認』画面まで可能です。

チェック漏れによる希望自治体への申請漏れが散見されますので、御注意ください。そのような場合は、別途追加申請期間に申請先追加の申請をしていただくこととなります。

(2) 各項目の注意メッセージについて

各項目において、括弧書きで入力の際に注意する点（「全角50文字以内」、「必須」等のメッセージ）が掲載されていますので、これらに従い入力してください。

3 『基本情報入力』画面

(1) 「01 法人・個人の区分」の欄

該当する方にチェックを付けてください。

(2) 「02 法人番号」の欄

「01 法人・個人の区分」において、法人に該当する者は、国税庁から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、指定された法人番号（13桁）を入力してください。

個人に該当する者（法人番号の指定対象になっていない者）は入力不要です。

(3) 「03 商号又は名称（フリガナ）」の欄

全角カタカナで入力してください。

「株式会社」等の法人の種類を表す文字については不要です。

(4) 「04 商号又は名称（漢字等）」～「07 郵便番号（本店）」の欄

このシステムを利用した申請の内容や名簿データ等により初期表示していますが、変更した事項がある場合は修正してください。

なお、「04 商号又は名称（漢字等）」において、法人の種類を表す文字については、次の略号を用いて「商号又は名称」の前又は後に入力してください。

以前「株式会社」「有限会社」等としていた場合は、この略号に修正してください。

種類 会社	株式 会社	有 限 会 社	合 資 会 社	合 名 会 社	協 同 組 合	協 業 組 合	企 業 組 合	合 同 会 社	有 限 責 任 事 業 組 合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)
種類 法 人	一般財團 法 人	一般社団 法 人	公益財團 法 人	公益社団 法 人	特例財團 法 人	特例社団 法 人			
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)			

(5) 「08 本店所在地市区町村コード（本店）」の欄

市区町村選択ボタンより入力してください。

（例） 本店が「広島県広島市中区」にある場合

34:広島県 34101:広島市中区 市区町村選択 [検索]

(6) 「09 本店所在地（漢字等）」の欄

「08」により選択した市区町村コードによって表示された市区町村に続き、町名、街区番号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については、「-（マイナス）」を用いて入力してください。数値は全角入力してください。また、ビル名等は下欄に入力してください。

（例） 広島県広島市中区基町10番52号「広島県庁ビル6階」の場合

基町10-52

広島県庁ビル6階

（※ 「広島県広島市中区」は、「08」で入力しているので、ここでは入力しないこと。）

(7) 「10 電話番号」及び「11 FAX番号」の欄

登記簿上の本店の電話番号及びFAX番号を入力してください。

(8) 「12 Eメールアドレス」の欄

登記簿上の本店のもので、業務上の連絡に対応できるアドレスを入力してください。個人のアドレスでも構いません。

(9) 「13 Eメールアドレス区分」の欄

「12」で入力したアドレスについて、該当する方にチェックを付けてください。

(10) 「14 TECRIS業者登録番号」の欄

(一財)日本建設情報総合センターの運営する「調査設計、測量並びに地質調査に関する実績情報サービス」(TECRIS)の会社コード(10ケタ又は8ケタ)を入力してください。登録がない場合は、入力は不要です。

(11) 「15 ISO9001取得有無」及び「16 ISO9001取得年月日」の欄

ア 電子申請時点において、広島県内の本店又は支店、営業所等が、JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から、JISQ9001:2015 (ISO9001:2015) の資格の認証を受けている場合で、測量・建設コンサルタント業務と関係する範囲の認証を受けている場合のみ、「あり」としてください。

なお、旧規格 (JISQ9001:2008 (ISO9001:2008)) から新規格 (JISQ9001:2015 (ISO9001:2015)) に移行していない場合は、入力しないでください。

イ 取得年月日は、いずれも「当初に認証を受けた年月日」とし、リストボックスにより数字を選択してください。

(12) 「17 CPD学習単位数・認定時間数」

ア 「測量CPD」の欄 (提出書類あり)

広島県内の営業所に所属する技術者の、測量系CPD協議会の「測量CPD制度」における前年度及び前々年度の学習単位数を入力してください。県外の営業所等に所属する者については、入力しないでください。(前年度及び前々年度…令和7年4月に申請する場合、R5.4.1～R7.3.31)

※ 測量系CPD運営協議会が発行する証明書(団体用)において、前年度及び前々年度の学習単位数を確認できる場合にのみ、その単位数を入力してください。

(証明書等に関するお問合せ先)

(公社)日本測量協会(測量系CPD協議会事務局) 電話: 03-5684-3355

イ 「建築CPD」の欄 (提出書類あり)

広島県内の営業所に所属する技術者の、建築CPD運営会議の「建築CPD(継続職能/能力開発)情報提供制度」における前年度及び前々年度の認定時間数を入力してください。県外の営業所等に所属する者については、入力しないでください。(前年度及び前々年度…令和7年4月に申請する場合、R5.4.1～R7.3.31)

※ 建築CPD運営会議が発行する証明書(様式3-3)において、前年度及び前々年度の認定時間数を確認できる場合にのみ、その時間数を入力してください。

(証明書等に関するお問合せ先)

(公財)建築技術教育普及センター(建築CPD運営会議事務局)

電話: 03-6261-3310

ウ 「建設系CPD」の欄 (提出書類あり)

広島県内の営業所に所属する技術者の、建設系CPD協議会加盟団体継続教育制度(CPD)における前年度及び前々年度の総学習単位数を入力してください。県外の営業所等に所属する者については、入力しないでください。(前年度及び前々年度…令和7年4月に申請する場合、R5.4.1～R7.3.31)

※ 各建設系CPD協議会加盟団体の発行する証明書において、前年度及び前々年度の単位数を確認できる場合にのみ、その単位数を合計してください。なお、証明書に技術者の所属

(法人名等)が記載されていない場合は、雇用関係を確認できる書類(健康保険証等)を添付してください。

※ 同一の技術者が、建設系CPD協議会に加盟する複数の団体のCPD学習単位を有している場合は、いずれか1つの団体のCPD学習単位を対象としてください。

(証明書等に関するお問合せ先)

建設系CPD協議会加盟団体(各加盟団体に直接お問い合わせ下さい)

ホームページ <http://www.cpd-ccesa.org/>

(13) 「18 社会資本維持管理活動への貢献認定有無」の欄(提出書類なし)

広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定(マイロード・ラブリバーの認定)を受けている場合のみ「あり」を選択してください。(それ以外の場合には選択しないでください。)

(認定等に関するお問合せ先)

広島県土木建築局道路河川管理課 電話: 082-513-3903

(14) 「19 県内営業所の有無」の欄

「登記簿上の本店」以外で、広島県内に契約締結権限のある支店・営業所等を有する場合にのみ「あり」を選択してください。(本店しかない場合は選択しないでください。)

(15) 「20 消防団協力事業所の認定有無」の欄(提出書類あり)

広島県内に本店がある者で、県内市町の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている場合のみ「あり」を選択してください。(それ以外の場合には選択しないでください。)

(県外に本店がある場合は選択できません。)

「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。認定等に関する問合せは、各市町へお願いします。

(16) 「21 協力雇用主の登録または暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所の登録有無」の欄(提出書類あり)

広島県内に本店がある者で、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主として広島保護観察所に登録されている場合、または、公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合のみ「あり」を選択してください。(それ以外の場合には選択しないでください。)

(県外に本店がある場合は選択できません。)

※ 協力雇用主の登録について

証明書発行の申請方法は、郵送のみです。(窓口での申請不可) 交付申請書に必ず返信用封筒(宛先記入・切手貼付)を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。

〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内

広島保護観察所 処遇部門

(登録等に関するお問合せ先) 広島保護観察所 電話: 082-221-4651

※ 暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所の登録について

(登録等に関するお問合せ先)

(公財)暴力追放広島県民会議 電話: 082-511-0110

(17) 「22 障害者雇用の有無」の欄（提出書類あり）

広島県内に本店がある者で、以下の条件を満たしている場合のみ「あり」を選択してください。（県外に本店がある場合は選択できません。）

雇用義務の有無を確認のうえ、下表の要件を満たす場合のみ選択してください。

雇用義務の有無	要件
・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率（2.5%）を達成した者
・障害者を雇用する義務のない者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常に雇用している者

(18) 「23 広島県仕事と家庭の両立支援企業の登録有無」の欄（提出書類なし）

広島県仕事と家庭の両立支援企業として登録されている場合のみ「あり」を選択してください。

（それ以外の場合には選択しないでください。）

（登録等に関するお問合せ先）

広島県商工労働局人的資本経営促進課 電話：082-513-3419

(19) 「24 申請事務担当者」の欄

当該申請事務（入力・添付ファイルの作成及び提出書類の準備）を実際に担当した者の所属部署名・氏名・電話番号・FAX番号及びEメールアドレスを入力してください。担当者が複数いる場合は、主に担当した者を入力してください。

4 『希望業務入力』画面

(1) 「25 法令等の登録等の有無と登録等を受けている事業一覧」の欄

次の区分により、該当する登録があれば、「登録あり」の欄にチェックしてください。

また、該当する登録の「登録番号」を全角8文字以内で入力し、併せて登録年月日について、リストボックスにより数字を選択してください。

(例) 測量業者登録（登録番号第00912001号、令和4年4月1日登録）と建築士事務所登録（登録番号00912002号、令和4年4月1日登録）建設コンサルタント登録（登録番号第00912003号、令和4年4月1日登録）がある場合の入力例

2.6 法令等の登録等の有無と登録等を受けている事業一覧（全角、8文字以内） （登録有とチェックした場合のみ、登録番号、登録年月日の入力が可能となり、また、入力が必須となります。）					
訂正	番号	登録事業者	登録あり	登録番号	登録年月日
<input type="checkbox"/>	1	測量業者	<input type="checkbox"/>	第 00912001 号	令和4年4月1日 金
<input type="checkbox"/>	2	建築士事務所	<input type="checkbox"/>	第 00912002 号	令和4年4月4日 月
<input type="checkbox"/>	3	地質調査業者	<input type="checkbox"/>	第 号	
<input type="checkbox"/>	4	補償コンサルタント	<input type="checkbox"/>	第 号	
<input checked="" type="checkbox"/>	5	建設コンサルタント	<input type="checkbox"/>	第 00912003 号	令和4年4月5日 水
<input type="checkbox"/>	6	不動産鑑定業者	<input type="checkbox"/>	第 号	
<input type="checkbox"/>	7	土地家屋調査士	<input type="checkbox"/>	第 号	
<input type="checkbox"/>	8	司法書士	<input type="checkbox"/>	第 号	
<input type="checkbox"/>	9	計量証明事業者	<input type="checkbox"/>	第 号	

1 测量業者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合
2 建築士事務所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合
3 地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合
4 補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合
5 建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合
6 不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合
7 土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第6条による登録を受けている場合 <u>（法人の場合はチェックしない。）</u>
8 司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）第6条による登録を受けている場合 <u>（法人の場合はチェックしない。）</u>
9 計量証明事業者	計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合

※ なお、1つの登録の中に複数の部門等に登録がある場合には、登録年月日が最新のものを1つ選択してください。

(例) 計量証明事業者（濃度）の登録が平成28年10月1日、計量証明事業者（音圧レベル）の登録が平成29年4月1日の場合は、「平成29年4月1日」の方を選択する。

(2) 「26 補償関係コンサルタント登録業者の登録部門内容」及び「27 建設コンサルタント登録業者の登録部門内容」の欄

それぞれ、「25」の「04」（補償コンサルタント）及び「05」（建設コンサルタント）を「登録

あり」にした場合には、各登録規程において登録している部門について、「登録あり」の欄にチェックしてください。

(3) 「28 希望業務の内容」の欄

入札参加資格を希望する業務について、「希望あり」の欄にチェックしてください。

(業務内容)

業務分野の区分	業務部門
測量（1～3）	測量一般、地図の調製、航空測量
建築関係建設コンサルタント業務（4～13）	建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、調査
地質調査業務（14）	地質調査
補償関係コンサルタント業務（15～22）	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償
土木関係建設コンサルタント業務（23～43）	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾・空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子
その他（44～46）	不動産鑑定、登記手続等、その他

※ 「1～3」は、「26」の「1」（測量業者）が登録ありの場合のみ入力可能です。

※ 「4」は、「26」の「2」（建築士事務所）が登録ありの場合のみ入力可能です。

※ 「44」は、「26」の「6」（不動産鑑定業者）が登録ありの場合のみ入力可能です。

(4) 「28-1 その他業務の具体的内容（希望業務）」の欄

「28」において、その他分野の「46：その他」を希望した場合のみ、その内容を5項目以内で簡潔に入力してください。

なお、「その他」とは、測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務分野に該当しない電算関係業務、計算業務、工事資料等の整理、経済調査、環境調査、交通量調査、埋蔵文化財発掘調査支援業務、水質大気等の分析・解析等が対象となります。

5 『経営状況等入力』画面

(1) 「29 希望業務実績高」の欄

ア 「（2）直前1期決算」及び「（2）直前2期決算」の欄は、それぞれの期の年月について、リストボックスにより数字を選択してください。

「直前1期」とは、県に提出する財務諸表・現況報告書（以下「財務諸表等」とする。）に定める期首から期末までの期間です。

（例）3月末決算の会社であり、令和7年3月期の財務諸表等の調製が完了していないため、提出する財務諸表等は令和6年3月決算時のものとなる場合
→「直前1期」は令和6年3月を期末とする期となります。
(この場合に、令和7年3月期の実績高を記入しないでください。)

なお、期首・期末がそれぞれ月初・月末でない場合は、システムの都合上、期末の方を調整して月数が「12か月以内」になるよう選択してください。

(例) 直前1期が「令和5年5月21日～令和6年5月20日」の場合の選択方法

令和05年05月から

令和06年04月まで

※ 注意事項

(例) において『令和04年05月から令和06年05月まで』とする
と、「13か月」とカウントしてしまい、エラーメッセージが出ます。

□ 29 希望業務実績高 直前1期決算 年月の期間が12か月を超えていります。

イ 決算期の変更等により、直前2期分の合計月数が24か月に満たない場合は、「(3)直前3期決算」の欄も入力し、それでも24か月に満たない場合は、「(3)直前4期決算」の欄も入力してください。

また、新規設立等により24か月に満たない場合は、そのまま入力してください。

ウ 各分野（「1 测量」、「2 建築関係建設コンサルタント業務」、「3 地質調査業務」、「4 補償関係コンサルタント業務」、「5 土木関係建設コンサルタント業務」、「6 その他業務（上記5業務以外）」）の欄に、それぞれの分野における実績高を入力してください。

※ 注意事項（重要）

- ① 実績高は、それぞれの期における財務諸表（貸借対照表・損益計算書）及び現況報告書をもとに、正しく入力してください。
- ② 必ず「千円単位」（千円未満切り捨て）で入力してください。
- ③ 測量・建設コンサルタント等業務以外の業務（建設業やその他販売業等を兼業している場合は、その完工工事高、売上高等）の実績高は入力しないでください。
- ④ 各々の金額については消費税及び地方消費税を含まない額とします。
- ⑤ 『実績高がない分野』または『実績高はあるが、入札参加資格を希望しない分野』の欄には、必ず「0」を入力してください。
- ⑥ 会社の再編（合併、営業譲渡、分割等）があった場合の取扱いについては、広島県建設産業課（電話：082-513-3821）にお問い合わせください。
ただし、各申請先自治体によっては、再編の実態を確認させていただくことがあります。

エ 「(4)直前2か年間の年間平均実績高（千円）」は、システムにより自動計算を行います。

- ・ 直前2期の合計月数が24か月の場合（もしくは新規設立等により24か月に満たない場合）
※ 各営業年度の実績高の合計額×1／2=直前2か年間の年間平均実績高
- ・ 決算変更等により、直前2期の合計月数が24か月に満たず、直前3期や直前4期の実績高を入力した場合
※ 按分計算により24か月分の金額を算出した上で計算を行います。

(2) 「30 自己資本金額」の欄（単位：千円）

株主資本等変動計算書を参照し、入力してください。

- (ア) 「2 株主資本」とは「資本金」に「新株式申込証拠金」、「資本剰余金」、「利益剰余金」、「自己株式申込証拠金」を加え「自己株式」を減じた額をいいます。
なお、組合にあっては、「組合の基本財産」と「組合員の払込資本金」に「利益剰余金」を加えた合計額をいいます。

- (イ) 「3 評価・換算差額等」とは、「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」、「土地再評価差額金」の合計額をいいます。
- (ウ) 「4 新株予約権」とは株式会社に対して行使することにより、当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいいます。
- なお、外資系企業の場合には、「1 (うち外国資本)」の欄に外国資本の額を内数で入力してください。

※ 個人事業者の「30 自己資本金額」の入力方法について

- 「2 株主資本」の欄のみの入力で構いません。この金額は提出する貸借対照表の「純資産合計（期首資本金+事業主利益+事業主借勘定-事業主貸勘定）」と一致するようしてください。
- 青色申告決算書の貸借対照表の場合、「純資産合計=期首元入金+青色申告特別控除前の所得金額+事業主借-事業主貸」となります。
- 個人事業者で、青色申告を行っていない場合も自己資本額の入力は必要です。
この場合は、青色申告決算書の貸借対照表のフォームを利用するなどして作成した貸借対照表をもとに入力してください。

(3) 「31 損益計算書」の欄

直前の決算期の損益計算書を確認し、税引前当期利益を入力してください。

(「直前の決算期」とは、「29」の直前1期及び提出の財務諸表等の決算期と同じです。)

※ 個人事業者の「31 損益計算書」の欄（税引前当期利益）の入力方法について

- 貸借対照表の「本年利益（損失）」の欄の金額、または損益計算書の所得金額（確定申告において青色申告をしている者は、青色申告特別控除前の所得金額）を入力してください。

(4) 「32 貸借対照表」の欄

直前の決算期の貸借対照表を確認し、「1 流動資産」、「2 流動負債」、「3 固定資産」及び「4 総資本額」の各欄を入力してください。

(「直前の決算期」とは、「29」の直前1期及び提出の財務諸表等の決算期と同じです。)

「総資本額」とは「資産合計（負債純資産合計）」をいいます。

※ 個人事業者の「32 貸借対照表」の欄の入力方法について

- 「1 流動資産」、「2 流動負債」及び「3 固定資産」の欄は、提出する貸借対照表をもとに正しく入力してください。
- 貸借対照表に「流動資産計」・「固定資産計」及び「流動負債計」の欄がない場合においても、「流動・固定」の区別を間違えないよう科目を十分に確認して計算し、それぞれ入力してください。
- 「4 総資本額」は、貸借対照表の資産の部の「事業主貸」の欄の金額を含めないように注意してください。

総資本額 = 「資産の部の合計」 - 「事業主貸」

または「流動資産計」 + 「固定資産計」 + 「繰延資産計」

※ 注意事項

「30 自己資本金額」～「32 貸借対照表」の欄については、財務諸表（貸借対照表・損益計算書）及び現況報告書をもとに、千円単位（千円未満切り捨て）で正しく入力してください。

(5) 「33 経営比率」の欄

システムにより自動計算を行います。

(6) 「34 外資状況」の欄

外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1～3）のいずれかを選択し、「国名」及び「外資比率」の欄にそれぞれ入力してください。

なお、「2 日本国籍会社（100%外資）」とは、100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社（一部外資）」とは、一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

(7) 「35 営業年数等」の欄

ア 「1 創業」の欄は、必ずリストボックスから数字を選択してください。

ただし、「個人企業から法人組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合」または「他の企業を吸収合併等した場合」は、それぞれ「前企業の創業時」または「合併前の各企業のうち古いものの創業時」をとることができるものとします。

イ 「2 休業又は転（廃）業期間」及び「3 現組織への変更」の欄については、該当する項目がある場合に限り入力してください。

ウ 「4 営業年数」の欄は、「営業年数参考値」を参考に入力してください（1年末満の端数は、これを切り捨てます。）。

ただし、「2 休業又は転（廃）業期間」の欄に入力がある場合は、この期間（1年末満の端数は切り捨て）を削除した年数を、半角数字により入力してください。

(8) 「36 常勤職員の数」の欄

ア 「（1）技術職員」及び「（2）事務職員」の各欄には、資格審査の申請日において申請者が常時雇用している従業員のうち、専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「（3）その他の職員」の欄には、それ以外の職員の数を実人数で入力してください。

そのため、臨時職員・パート職員及び非常勤職員等は計上しないでください。

イ 「技術職員」と「事務職員」を兼ねている場合は、「技術職員」として優先計上してください。

ウ 「（4）計」の欄は、システムにより自動計算を行います。

エ 「（5）役職員等」の欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で入力してください。

(9) 「37 有資格者数」の欄

資格審査の申請日における常勤職員のうち、次の『有資格区分コード表』により該当する資格を有する者の人数をそれぞれ入力してください。

なお、1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上してください。ただし、「1・2級」や「士・士補」の資格をそれぞれ有している場合は、上位の資格のみ計上してください。

1級建築士の免許を受けている者が、構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者である場合は、1級建築士の欄には計上しないでください。構造設計1級建築士証と設備設計1級建築士証の両方の交付を受けている者である場合は、それぞれ重複して計上してください。

※ 注意事項

- ① 上記(8)及び(9)において、「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険の納付対象者であること等）を有することをいいますので注意してください。
- ② 「常時雇用」及び「常勤」関係に疑義がある場合は、各申請先自治体によっては、上記客観的な判断事項に関する資料の提出を求めることがあります、虚偽申請と認められる場合は、申請を認めないことがありますので、十分注意してください。
- ③ 友好・協力関係にある別企業の職員を混同して入力しないで、自社の職員数のみを入力してください。
- ④ 専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事する技術職員数を入力してください。
- ⑤ 有資格者として計上した技術者は、添付ファイルとして送信する「有資格技術職員名簿」(meibo.csv)において入力し、この欄に入力した資格数と名簿の資格数とが、資格ごとに必ず一致するように確認してください。
(一致しない場合はエラーとなり、申請ができません。)

◎有資格区分コード表

根拠法令	資格コード	資格の区分・名称等
建築士法	8 4 1	構造設計一級建築士（建築士法による一級建築士の免許を受けている者で、構造設計一級建築士証の交付を受けた者）
	8 4 2	設備設計一級建築士（建築士法による一級建築士の免許を受けている者で、設備設計一級建築士証の交付を受けた者）
	1 3 7	一級建築士（建築士法による一級建築士の免許を受けている者。構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者を除く。）
	2 3 8	二級建築士（建築士法による二級建築士の免許を受けている者。一級建築士の免許を受けている者、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者を除く。）
	0 6 2	建築設備士（建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示による建築設備資格者の登録を受けている者）
建設業法	1 1 3	一級土木施工管理技士（建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者）
測量法	1 0 1	測量士（測量法による測量士の登録を受けている者）
	2 0 2	測量士補（測量法による測量士補の登録を受けている者。測量士の登録を受けている者を除く。）
計量法	2 2 2	環境計量士（計量法による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）
不動産の鑑定評価に関する法律	2 4 1	不動産鑑定士（不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士の登録を受けている者）
	3 4 2	不動産鑑定士補（不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者。不動産鑑定士の登録を受けている者を除く。）
土地家屋調査士法	2 4 3	土地家屋調査士（土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者）
司法書士法	2 4 4	司法書士（司法書士法による司法書士の登録を受けている者）
—	3 0 1	建築積算士（建築積算資格者）（公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士（建築積算資格者）試験に合格し、登録を受けている者）
技術士法	1 6 1	技術士：機械部門 選択科目 ※1
	1 6 2	〃：機械部門 選択科目 その他
	1 6 3	〃：電気電子部門
	1 6 4	〃：建設部門 選択科目 土質及び基礎
	1 6 5	〃：建設部門 選択科目 鋼構造及びコンクリート
	1 6 6	〃：建設部門 選択科目 都市及び地方計画
	1 6 7	〃：建設部門 選択科目 河川、砂防及び海岸・海洋
	1 6 8	〃：建設部門 選択科目 港湾及び空港
	1 6 9	〃：建設部門 選択科目 電力土木
	1 7 0	〃：建設部門 選択科目 道路
	1 7 1	〃：建設部門 選択科目 鉄道
	1 7 2	〃：建設部門 選択科目 トンネル
	1 7 3	〃：建設部門 選択科目 施工計画、施工設備及び積算
	1 7 4	〃：建設部門 選択科目 建設環境
	1 7 5	〃：農業部門 選択科目 農業土木 ※2
	1 7 6	〃：森林部門 選択科目 森林土木
	1 7 7	〃：水産部門 選択科目 水産土木
	1 7 8	〃：情報工学部門
	1 7 9	〃：応用理学部門 選択科目 地質
	1 8 0	〃：応用理学部門 選択科目 その他
	1 8 1	〃：上下水道部門 選択科目 上水道及び工業用水道
	1 8 2	〃：上下水道部門 選択科目 下水道
	1 8 3	〃：上下水道部門 選択科目 水道環境
	1 8 4	〃：その他の部門（総合技術監理部門を除く。）
	※3	〃：総合技術監理部門

根拠法令	資格コード	資格の区分・名称
一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者	701	RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋
	702	〃：港湾及び空港
	703	〃：電力土木
	704	〃：道路
	705	〃：鉄道
	706	〃：造園
	707	〃：都市計画及び地方計画
	708	〃：地質
	709	〃：土質及び基礎
	710	〃：鋼構造及びコンクリート
	711	〃：トンネル
	712	〃：施工計画、施工設備及び積算
	713	〃：建設環境
	714	〃：上水道及び工業用水道
	715	〃：下水道
	716	〃：農業土木
	717	〃：森林土木
	718	〃：機械
	719	〃：電気電子
	720	〃：水産土木
	721	〃：廃棄物
	722	〃：建設情報
公認会計士法	245	公認会計士（公認会計士法による公認会計士の資格を有し、登録を受けている者）
	346	会計士補（公認会計士法による会計士補の資格を有する者。公認会計士である者を除く。）
税理士法	247	税理士（税理士法による税理士の資格を有し、税理士名簿に登録をしている者）
電気事業法	258	第1種電気主任技術者（電気事業法による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者）
電気通信事業法	223	第1種伝送交換主任技術者（電気通信事業法による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者）
	224	線路主任技術者（電気通信事業法による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者）
中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令	248	中小企業診断士（中小企業診断士として登録を受けている者）
	251	地質調査技士（一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者）
	302	土地区画整理士（国土交通大臣の行う土地区画整理士技術検定に合格し、登録を受けている者）
	001	建設コンサルタント業務実務経験者 ※4
	002	用地調査等業務実務経験者 ※5
	003	公共用地取得実務経験者 ※6

(注意点)

※1 技術士の資格コード「161」に該当する「機械部門」の「選択科目」は平成15年以前に取得した場合は「液体機械」又は「建設、鉱山及び運搬機械」又は「機械設備」とし、平成16年以降に取得した場合には「機械設計」、「流体工学」又は「交通・物流機械及び建設機械」とする。

- ※2 技術士の資格コード「175」に該当する「農業部門」の「選択科目」は平成30年以前に取得した場合は「農業土木」とする。
- ※3 総合技術監理部門については該当する選択科目によって161～183の資格コードを適用する。
一人の技術者が同じ資格コードの技術士の資格を有している場合には、同じコードを重複して2つ入力する。
なお、184については一人の技術者で1つまでとする。
- ※4 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(旧大学令による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)の土木工学又は同等の工学に関する科目(橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。)を習得し、建設コンサルタント業務(建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。)に20年以上の実務経験を有する者。
- (2) 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し建設コンサルタント等業務に22年以上の実務経験を有する者。
- (3) その他の者にあっては、建設コンサルタント等業務に25年以上の実務経験を有する者。
- ※5 (1) 補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録部門(土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償、特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償)のいずれかに係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者。
- (2) 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験を有する者。
- (3) 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が付与する補償業務管理士の資格を有する者で一般財団法人公共用地補償機構の行う「補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修」を修了した者。
- ※6 国、地方公共団体等にあって、公共用地の取得等に関する実務経験を10年以上有する者。

6 『営業所情報入力』画面

(1) 営業所について

次に当てはまる営業所(支店等)を入力するものとします。

『登記簿上の本店以外で、常時測量・建設コンサルタント等業務の契約締結権限を有する営業所等であること。』

※ 本店しかない場合には、何も入力しないでください。 ((2)アのとおりです。)

※ 契約締結権限のない、単なる連絡所・営業活動の拠点等は該当しません。

(2) 「営業所数」の欄

ア 広島県内に(1)に該当する営業所ではなく、登記簿上の本店以外では契約締結を行わない場合

「営業所数」の欄には数字を入力せず、「営業所なし」ボタンをクリックしてください。

イ 広島県内にはないが、県外には(1)に該当する営業所があり、そこで申請先と契約締結を行う可能性がある場合

最寄りの営業所(1箇所)のみを入力することになります。

⇒ 「営業所数」の欄に「1」を入力し、「確定」ボタンをクリックしてください。その後に、
営業所情報を入力してください。

※ 申請先自治体と契約締結を行う可能性のない営業所、またはその権限がない営業所については入力しないでください。

(例) 本社が大阪で岡山に支社があるが、その支社は岡山県内ののみが管轄のため、広島県内の申請先自治体との契約締結権限がない場合 等

⇒ この場合は、上記アと同じ処理を行ってください。

ウ 広島県内に(1)に該当する営業所がある場合

「営業所数」の欄にその数を入力し、確定ボタンをクリックしてください。その後に、その数だけ営業所情報を入力してください。

- (3) 「01 営業所番号」の欄
入力できません。
- (4) 「02 営業所名称（フリガナ）」及び「03 営業所名称（漢字等）」の欄
会社名は入力せず、 「～シテン」 「～支店」 等のみ入力してください。
- (5) 「04 営業所の受任者の役職」及び「05 営業所の受任者の氏名（漢字等）」の欄
姓と名を一文字空けて入力してください。
- (6) 「06 郵便番号」の欄
半角数字で入力してください。
- (7) 「07 営業所の所在地市区町村コード」～「12 Eメールアドレス区分」の欄
10、11ページの3(5)～(9)を参考に入力してください。
- (8) 「13 ISO9001取得有無」の欄
当該営業所が、ISO9001の認証を受けている場合は、「あり」を選択してください。（県外の営業所では選択しないでください。）

7 『書類添付』画面

- (1) 「添付資料追加」ボタンをクリックして、ファイルの選択画面で添付ファイルを指定します。
指定したファイルは上の一覧に表示されます。
- ※ 添付ファイルは、前もって準備しておいてください。
※ 有資格技術職員名簿・希望業務実績調書は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードしてください。
※ 添付ファイルの**タイトル名は「半角英数字」**で入力したものしか添付できません。
- ① 有資格技術職員名簿
→ エクセルファイルで「項目チェック」ボタンを押下しチェックした後に、「CSVファイル出力」ボタンを押下すると「meibo」という名称のCSVファイルが作成されます。（ファイル名は変更しないでください。）
- ② 希望業務実績調書 → ファイル名を「chousho」と付けてください。
- ③ 電子納税証明書 → ファイル名を「nouzei」と付けてください。
注 紙の納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）を提出する場合は③の添付ファイルは不要です。
- (2) 添付ファイルの作成
- ① 有資格技術職員名簿
- この様式に入力する有資格技術者は、資格審査の申請日時点において、申請者が常時雇用している技術者としてください。
 - 「所属営業所（支店）名」の欄には、当該技術者が所属している本店、支店及び営業所等を所属単位ごとにまとめて記入してください。
 - 「フリガナ」の欄は姓と名の間は詰めて、「氏名」の欄は姓と名の間は1文字空けてください。
 - 「有資格区分コード」の欄には、コード表（別シートにあります）の分類に従い、該当する番号を入力してください。コード表に該当する資格を持たない技術職員は入力しないでください。

(注意事項)

- 1 「常時雇用」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険の納付対象者であること等）を有することをいいますので注意してください。
- 2 「常時雇用」関係に疑義がある場合は、上記客観的な判断事項に関する資料の提出を求めることがあり、虚偽の申請と認められる場合は、資格を認定しないことがあるので十分注意してください。
- 3 友好・協力関係にある別企業の職員を、混同して入力する者が見受けられます。
あくまで、自社の職員数のみ入力してください。
- 4 専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事する技術職員を計上してください。
- 5 この様式に入力する資格者数と『経営状況等入力』画面の「37 有資格者数」の欄に入力した資格者数は同数となるよう、十分注意して入力してください。

② 希望業務実績調書

- ・ 希望業務実績調書は、希望業務内容（測量、建築関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、その他）の各別に作成してください。
- ・ 直前1年間の主な契約について、契約金額が高額である順に10件まで入力してください。
- ・ 「直前1年間」とは、県に提出する財務諸表等に定める期の期首から期末までの期間です。
(「30 希望業務実績高」の直前1期と同じです。)
申請日の直前1年間ではないので注意してください。
- ※ 期首から期末までが1年間未満の場合も、期首から期末までの実績を入力してください。
- ※ 直前1年間の実績がなく、その前年1年間に実績がある場合のみ、その前年の実績を入力してください。
- ・ 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を入力し、「件名」の欄については、下請件名を入力してください。
- ・ 「業務の対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を入力してください。
- ・ 「委託契約金額（千円）」の欄については、消費税及び地方消費税抜きの金額を入力してください。（千円未満は切り捨て）

③ 電子納税証明書

- ・ 紙の納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）を提出する場合はこの添付ファイルは不要です。

添付ファイルを確認したら、



をクリックしてください。添付ファイルにエラーがなければ『送信内容確認』画面に移ります。

8 『送信内容確認』画面

- (1) これまでに入力・添付したすべての情報が表示されます。
内容に誤りがあれば、「戻る」ボタンをクリックし、情報の追加・修正等を行ってください。
- (2) 誤りがなければ、



をクリックしてください。『送信完了 兼 受付票』画面に移ります。

9 『送信完了 兼 受付票』画面

- (1) 「印刷」ボタンをクリックすることにより受付票を発行し、「終了」ボタンをクリックしてシステムを終了させてください。 ⇒ 『資格審査受付システム』による操作は完了です。
- (2) 申請先ごとに書面によって提出する資料が必要な場合は、発行した受付票とともに当該資料を定められた期間までに提出してください。また、各申請先によって資料の種類・提出期限等が異なりますので、各申請先の入札参加資格の審査に関する告示・ホームページの情報等を御確認ください。

⇒ 電子申請による申請事務の完了です。

第3 その他（「送信完了」後に入力項目等に誤りがあった場合）

1 再申請

受付期間内においては、申請内容について該当箇所の修正を行い、再度「送信」を行うことで、訂正が可能です。 ⇒ 「再申請」

※ この場合、前に送信した情報は削除され、新しい情報が上書きされます。

(例)：広島県と呉市に申請した後、福山市にも申請したいので再申請する場合

→ 必ず広島県・呉市と福山市に申請してください。（福山市だけを選択して再申請すると、一度申請した広島県と呉市の申請は削除されます。先に申請していた県・市・町もチェックが付いている状態で申請してください。）

※ 受付期間内であれば、何度でも「再申請」は可能です。